冷蔵倉庫に関する Q&A

Q 冷蔵倉庫とはどのようなものですか？

A 非木造（鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート・鉄骨造・軽量鉄骨造など）の「保管温度が摂氏 10 度以下に保たれる倉庫」です。

Q 倉庫の一部が冷蔵倉庫の場合は？

A 1 棟の建物内に冷蔵倉庫以外で使用している部分がある場合、冷蔵倉庫部分が建物の床面積の 50%以上あれば調査対象となります。

Q 倉庫内の冷蔵庫は調査対象ですか？

A 倉庫そのものに冷蔵機能を備えているものが調査対象となります。単に倉庫内に置いてある冷蔵庫等は調査対象外となります。

Q 何を調査するのですか？

A 所有されている非木造の倉庫が「冷蔵倉庫（保管温度が摂氏 10 度以下に保たれる倉庫）」であるか確認します。該当する倉庫が複数ある場合は冷蔵倉庫部分が主たる用途であるか、床面積の確認を行います。

Q 調査までに用意するものはありますか？

A 床面積等の確認を行いますので、寸法がわかる平面図等をご用意ください。また保管温度も確認するため、冷蔵能力がわかる書類（冷蔵施設明細書や冷蔵装置の取扱説明書等）のご用意をお願いします。
各書類をお持ちでない場合は、資産税課へご連絡くださる際にお知らせください。

Q いつから変更されるのですか？

A 平成 24 年度の課税分から変更になります。